岩手県告示第496号

個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号。以下「条例」という。)第70条の規定により、令和3年度における各実施機関の個人情報の開示等についての実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和4年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 実施機関別の個人情報取扱事務の登録件数

実施機関の区分	件 数
知事	1,075
議会	22
教育委員会	85
公安委員会	3
警察本部長	192
選挙管理委員会	6
監査委員	12
人事委員会	14
労働委員会	15
収用委員会	6
海区漁業調整委員会	8
内水面漁場管理委員会	7
医療局長	29
企業局長	17
県が設立した地方独立行政法人	118
11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	1,609

2 個人情報の開示請求等の件数

EQUITATION OF THE STATE OF THE													
		受付窓口											
			行政情報サブ			県が設立した							
請求区分	計		センター、行	岩手県議会事	警察本部情報	地方独立行政							
· 商水区分	ĦΙ	行政情報セン	政情報サブセ	務局内に設置	センター及び	法人の事務所	担当課等						
		ター	ンター地域窓	されている個	署情報センタ	内に設置され	担目除守						
			口及び行政情	人情報窓口	_	ている個人情							
			報コーナー			報窓口							
開示請求	65	10	21	0	34	0	_						
口頭開示請求	342	64	0	0	10	109	159						
訂正請求	0	0	0	0	0	0							
利用停止請求	0	0	0	0	0	0	_						
計	407	74	21	0	44	109	159						

備考1 「開示請求」とは、条例第10条の規定に基づく自己に関する個人情報の開示請求のうち、口頭による開示請求以外の ものをいう。

2 「口頭開示請求」とは、条例第23条第1項の規定に基づく口頭による開示請求をいう。以下同じ。

- 3 「訂正請求」とは、条例第25条第1項の規定に基づく自己に関する個人情報の訂正の請求をいう。
- 4 「利用停止請求」とは、条例第33条第1項及び第33条の2第1項の規定に基づく自己に関する個人情報の利用の停止 、消去又は提供の停止の請求をいう。
- 5 「個人情報窓口」とは、条例の規定に基づき個人情報の保護に関する事務を取り扱う窓口をいう。以下同じ。
- 6 「行政情報センター」とは、岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 7 「行政情報サブセンター」とは、公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条 第1項に規定する合同庁舎等(以下「合同庁舎等」という。)のうち、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁 舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く庁舎内に設置されている個人情報窓 口をいう。
- 8 「行政情報サブセンター地域窓口」とは、合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 9 「行政情報コーナー」とは、県外にある出先機関の事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 10 「警察本部情報センター」とは、岩手県警察本部庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 11 「署情報センター」とは、各警察署庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 12 「担当課等」とは、口頭開示請求をすることができる場所として各実施機関が定めるもののうち個人情報窓口以外のものをいう。

3 実施機関別の開示請求等の件数

実施機関の区分	計	請求区分								
		開示請求	口頭開示請求	訂正請求	利用停止請求					
知事	161	22	139	0	0					
議会	0	0	0	0	0					
教育委員会	31	0	31	0	0					
公安委員会	0	0	0	0	0					
警察本部長	44	34	10	0	0					
選挙管理委員会	1	1	0	0	0					
監査委員	0	0	0	0	0					
人事委員会	30	6	24	0	0					
労働委員会	0	0	0	0	0					
収用委員会	0	0	0	0	0					
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0					
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0					
医療局長	31	2	29	0	0					
企業局長	0	0	0	0	0					
県が設立した地方独立行政法人	109	0	109	0	0					
計	407	65	342	0	0					

- 備考1 「開示請求」とは、条例第10条の規定に基づく自己に関する個人情報の開示請求のうち、口頭による開示請求以外の ものをいう。
 - 2 「口頭開示請求」とは、条例第23条第1項の規定に基づく口頭による開示請求をいう。
 - 3 「訂正請求」とは、条例第25条第1項の規定に基づく自己に関する個人情報の訂正の請求をいう。

- 4 「利用停止請求」とは、条例第33条第1項及び第33条の2第1項の規定に基づく自己に関する個人情報の利用の停止 、消去又は提供の停止の請求をいう。
- 4 個人情報の開示請求及び口頭開示請求に対する処理の状況

	請求の	の件数								
請求区分	前年度からの 当該年度中の		計	処理の状況						
	繰越件数	請求件数		開示	ŧ	部分開示	非開示	取下げ	処理中	
開示請求	0	65	65		36	25	2	2	0	
口頭開示請求	0	342	342	3	342	_	_	_	_	
計	0	407	407	9	378	25	2	2	0	

- 備考1 「開示請求」とは、条例第10条の規定に基づく自己に関する個人情報の開示請求のうち、口頭による開示請求以外の ものをいう。
 - 2 「口頭開示請求」とは、条例第23条第1項の規定に基づく口頭による開示請求をいう。
- 5 個人情報の訂正請求及び利用停止請求に対する処理の状況 該当なし
- 6 個人情報の取扱いの是正申出及び是正の再申出の件数並びに処理の状況 該当なし
- 7 実施機関の決定に対する審査請求の件数及び処理の状況並びにその概要

(1) 件数

審査請求											
前年度からの 当該年度中の 繰越件数 申立件数	⇒I	処理の状況									
	計	決 定							中土づ	宏四 古	
深越什数	中立什剱		却	下	棄	却	一部認容	認	容	取下げ	審理中
2	0	2		0		0	0		0	0	2

(2) 概要

審査請求年月日	内 容	処理の状況	
△ ₹n 4 年 9 日 1 日	本部及び16署で保有する記録で請求人本人について記載される記録文書に関	② 第 由	
令和4年3月1日	する非開示決定に対する審査請求[公安委員会(花巻警察署)]	審理中	
△和 4 年 9 日 1 日	花巻署刑事課保有の特定個人に係る児童記録に収められた請求人に係る記録	審理中	
令和4年3月1日	に関する非開示決定に対する審査請求[公安委員会(花巻警察署)]	金 连中	

8 個人情報保護に関する訴訟の状況

該当なし